

1 主旨

「梅ヶ丘拠点整備プラン(以下「整備プラン」という。)(平成25年12月)及び民間施設棟運営事業者の提案により、障害者入所施設支援や医療的ケアが必要な障害児者へ対応した短期入所等を実施することとしている。運営事業者においては、各事業の<素案>を取りまとめたので報告する。なお、引き続き利用者の決定方法等の検討を進めると同時に、今秋には障害者団体や総合福祉センター利用者等に向けた説明と意見聴取を行い、成案に向けた精査を行う。

2 新規事業の内容

- (1) 施設入所支援
 - (2) 生活介護
 - (3) 短期入所(事業者提案による障害児短期入所を含む)
 - (4) 放課後デイサービス 児童発達支援については、総合福祉センターより移行
 - (5) 提案事業(訪問系サービスの提供 地域交流スペースの運用)
- (1)から(4)の事業については、医療的ケアの対応を図る。

3 各事業の概要

1 施設入所支援(定員:60名) 医療的ケア対応

事業概要

「施設入所支援」は地域生活支援型施設として位置付け、利用者の意思を踏まえ、併設する日中活動施設(生活介護)や相談支援事業所等とも連携し、障害者の地域移行・地域定着の実現をめざす。

なお、地域生活支援型という目的に沿った方の利用を実現するため、入所者の決定にあたっては、入所希望者及びその家族の状況等を確認する必要があり、今後、運営事業者とは、区と協議の上、入所者決定についての覚書を締結する予定である。

事業の内容

(1) 対象者の要件

障害の種別を問わず、障害支援区分が4以上の者(50歳以上は区分3以上)又は、入所中に同施設内で行われる日中活動(生活介護又は自立訓練)の支援と入所における支援を組み合わせる必要がある者。

国が定める「介護給付等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」による。

地域移行に向けた取組みを行う意思がある者。

(2) 利用期間

3年間とする。ただし、地域移行先の確保や地域移行に向けた準備に一定の期間を要すると判断された場合などには、最大2年間の更新利用を可能とする。

(3) 入所支援施設で行うサービス

入所・日中活動における支援

生活介護の提供(入浴や排せつ、食事等の介護、創作的活動や生産活動の機会の提供等)
自立訓練の提供(生活等に関する相談及び助言、理学療法・作業療法その他必要なりハビリ等)
日中活動を通じた生活リズムの構築 外出、買い物等余暇活動等支援
リハビリ職、看護職と連携した生活動作の自立サポート

地域移行に向けた支援

就労先、通所先の検討 ヘルパー事業所、訪問看護事業所との契約
GH等の移行先の確保 自宅復帰に向けた自宅の改修等の検討

(4) 利用者決定の方法

運営事業者が、本人の状況確認調査等を経て、運営事業者と区で協議のうえ以下の者の利用を優先して決定する。

申し込み時点で、世田谷区が障害福祉サービスに係る給付等の実施機関である者。
本人や家族に地域移行の意思があり、施設の利用により地域において自立した生活が見込まれる者。

施設の利用により、地域において自立した生活ができる力を向上させる必要のある者。

施設入所支援利用のイメージ 医療的ケア対応

<利用者の例>

障害の種別を問わず「地域移行に向けた取組みを行う意思のある方」を幅広く対象とする

地域生活への移行が見込まれる方

- (例) 中・軽度の障害者で、本人の能力を向上させることにより、単身生活の実現につながるケース
- (例) 特別支援学校を卒業して間もないなど、将来の単身生活に向けた準備を行うケース
- 自立した生活ができる力を向上させる必要がある方
- (例) 親の高齢化により本人の介助が困難になり始めているが、引き続き在宅生活を続けるために本人の生活能力の向上を図るケース
- (例) 区外施設に入所し、医療的ケアが必要であるが、区内での在宅復帰をめざすケース

<入所中の支援例>

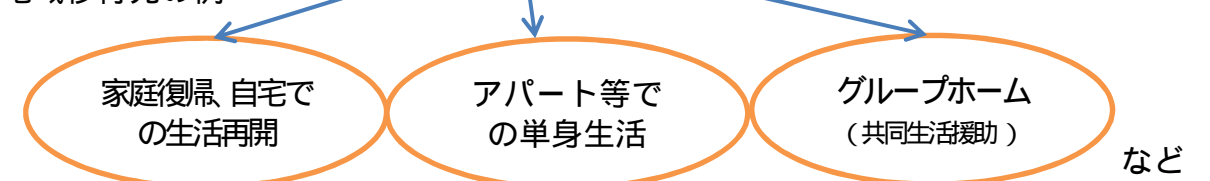
(1) 入所・日中活動における支援

- 専門職によるリハビリ等を通じた生活動作の自立サポート
- 日中活動を通じた生活リズムの構築
- 外出、買い物等余暇活動の支援 など

(2) 地域移行へ向けた支援

- 就労先、通所先など新たな日中活動の場の検討・確保
- グループホーム等の地域移行先の確保
- 自宅復帰に向けた自宅の改修等の検討
- ヘルパー事業所、訪問看護事業所等との利用調整 など

<地域移行先の例>



<地域移行後のフォロー>

地域生活定着の支援

- ・民間施設棟内の相談支援事業所、訪問系サービス、短期入所の利用 など

梅ヶ丘拠点民間施設棟・障害者支援施設<新規事業概要(素案)>

2 生活介護(定員:60名)*うち10名は拠点外からの通所 医療的ケア対応

<事業概要>
 昼間、入浴や排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する。また、施設入所支援と一体となった効果的な支援を実施し、拠点外通所者については、地域生活の継続支援を実施する。

<利用対象者>
 入所者による利用は、施設入所支援の要件を満たしたもの。
 拠点外からの利用は、障害支援区分3以上の者(50歳以上は障害支援区分2以上の者)

<その他>
 ◆ 医療的ケア(経管栄養、たん吸引、酸素吸入など)を、利用者の主治医の意見書等をもとに実施する。
 ◆ 拠点外からの通所者については、送迎を行う。

3 短期入所(定員:28名)*障害者20名/障害児8名 医療的ケア対応

<事業概要>
 障害者等の家族を支援するため、介護者が介護できないときに障害者等を短期間受け入れて介護を行う。

<利用対象者>
 障害支援区分が1以上の者(障害の内容は問わない)
 介護者の疾病、その他の理由により短期間の入所を必要とする者。
 障害児の場合は、国が定める「障害児の程度区分1以上に該当する障害児」

<その他>
 ◆ 世田谷区が障害福祉サービスにかかる給付等の実施機関である者の利用を優先する。
 ◆ 医療的ケア(経管栄養、たん吸引、酸素吸入など)を、施設入所支援及び日中活動の嘱託医の確認により、利用者の主治医の意見書等を元に実施する。
 ◆ 緊急受入のための居室を1室設ける。
 ◆ 施設の利用状況により、ミドルステイの利用も可能とする。
 障害児短期入所の対象年齢やミドルステイの利用期間等は、今後整理する。

4 放課後等デイサービス(定員:50名) 医療的ケア対応

<事業概要>
 就学後の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する。

<利用対象者>
 ◆ 就学後の児童から高校生。

<その他>
 ◆ 医療的ケア(経管栄養、たん吸引、酸素吸入など)を、利用者の主治医の意見書等をもとに実施する。

5 その他(提案事業)

(1) 訪問系サービス
 地域生活支援型施設の充実のため、施設を退所する障害者が地域で安心して暮らせるための事業を実施する。
 <事業内容>
 居宅介護15名/1日
 重度訪問介護5名/1日
 行動援護1名/1日
 同行援護1名/1日
 重度障害等包括支援1名/1日

(2) 地域交流スペースの運用
 施設利用者である障害者、高齢者や利用者の家族等と地域住民の交流など、世代や障害の有無等を越えた多様な交流と相互理解を深める場とするため、地域交流スペースを設け、地域開放を行う。
 ◆ 広 さ 障害者施設、高齢者施設に各130㎡
 ◆ 開 設 年末・年始を除く午前9時~午後9時
 ◆ 災害時 災害時は、高齢者支援施設内に設置される地域交流スペースも合わせ、障害者及び高齢者等の福祉避難所となる。
 利用対象及び使用料、申し込み方法等は、今後整理する。

4 今後のスケジュール(予定)

平成29年	9月	福祉保健常任委員会へ報告 *障害者支援施設(新規事業概要素案)
	9月下旬	区・運営事業者 利用者、関係団体説明会 *同上
	10月	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会へ報告 *同上
	11月~12月	区・運営事業者 入所希望者向け説明会 *計6回(全体1回+5地域各1回)
平成30年	2月	福祉保健常任委員会へ報告 *障害者支援施設(新規事業概要素案) 運営事業者と入所者決定についての覚書締結
	3月	区 入所者募集
	4月~	運営事業者 入所申込者の実態調査
		運営事業者 各事業内容の区民周知及び利用者募集、利用者決定 等
	10月	運営事業者 入所者決定
平成31年	4月~	各事業順次利用開始